

第1章 基本方針

(1) BCP策定の目的

BCP策定の目的

南予用水地区は、3市1町に及ぶ7,200haの受益地を有する、果樹栽培を中心とした農業地帯であると同時に、水道用水供給事業を共同事業として、供給量の約1/4は水道用水として17万人に上水を供給している重要なライフラインである。

このうち、南予用水土地改良区連合では、水道用水供給事業を共同事業とした、「国営かんがい排水事業南予用水地区」(S49～H11)により整備された、幹線水路104km(導水路と幹線水路)及び支線水路72kmの施設管理を担っている。

南予用水は、バイパス等の代替施設が無い長大かつ広域の用水路であり、大半が農水上水共同区間であることから、大規模地震により用水供給が停止されれば、営農及び地区住民の生活に多大な影響が生じる。また、水利施設には、幹線道路や家屋に近接する箇所があり、二次災害等第三者への影響も懸念される。

したがって、大規模地震により施設が被害を受けた場合には、営農者・関係機関はもとより近隣の地域住民に与える影響が大きいため、本業務継続計画を策定し、万が一の場合においても、被害を最小限に留めるとともに、その役割を果たせるよう、予め準備する。

(2) BCPの位置付け

BCPの位置付け

BCPの位置付け

◆本業務継続計画は、今後非常に高い確率で発生が予想されている【南海トラフの巨大地震】等の大規模地震に備え、災害に備える事前の取組み及び災害応急対策業務の実施体制・実施事項及び実施方法を定めることに重点を置き、災害の予防段階から仮復旧段階までの対応計画を取りまとめる。なお、本格的な復旧・復興については、災害復旧事業等で対応することとし、本計画には含んでいない。

◆水道事業との共用区間は、南予水道企業団との共同管理である。南予水道企業団については、『危機管理マニュアル』を策定していることから、同団体と連携をはかる必要がある。

◆BCPの作成後には、訓練・災害に関する経験、対策の積み重ね、外部の状況の変化等によって、毎年本維持改善計画の見直しを行うとともに必要な修正を加え、より地域の実情に応じたものとする必要がある。

※BCPとは、業務継続計画[Business Continuity Plan]の略称のことです。

(3) 対象施設